

Love & Fan とくしまスポーツ活性計画「グッズ」貸出要項

1 趣旨

この要項は、Love & Fan とくしまスポーツ活性計画グッズ（以下「グッズ」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

2 グッズの概要等

別表のとおりとする。

3 申込等

- (1) 借受を希望する場合は、グッズ借受申込書（様式第1号）をスポーツ王国とくしま推進会議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。
- (2) 会長は、貸出が適当であると認めるときは、グッズ貸出簿（様式第2号）に記載の上、借り受けを希望する者に交付するものとする。
- (3) 貸出を受ける者は、原則として、スポーツ王国とくしま推進会議事務局（以下「事務局」という。）に来局して借り受けるものとする。
- (4) グッズを返却する者は、原則として、事務局に来局して点検を受けて返却するものとする。また、メガホン又は横断幕を返却する者は、返却時に写真データを添えて大会結果を報告することとする。
- (5) 貸出は、無料とする。

4 貸出承認の範囲

会長は、グッズ借受申込書の提出があったときは、当該申込書の内容を審査し、その内容が次に掲げる各項のいずれかに該当するときを除き、グッズの貸出を行うこととする。

- (1) Love & Fan とくしまスポーツ活性計画助成事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反する恐れのあるとき。
- (3) その他、会長がグッズの貸出について不相当と認めたとき。

5 遵守事項等

- (1) 貸出を受けた者は、グッズを第三者に転貸、又は有料で貸し出してはならない。
- (2) 貸出を受けた者が、グッズを損傷又は紛失した場合は、速やかにグッズ損傷（紛失）届（様式第3号）を提出しなければならない。
- (3) 貸出を受けた者が、故意又は過失によってグッズを損傷した場合並びに紛失した場合は、現物又は実費をもって弁償するものとする。

6 貸出の取消し

会長は、グッズが、この要項又は承認内容に反して使用されたときは、貸出を取り消すことができる。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。